

反社会的勢力に対する基本方針

平成 28 年 11 月 1 日制定

公益財団法人農林水産長期金融協会は、公益法人としての社会的責任から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、公共の信頼を維持し、健全な協会運営を実現するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対する職員の安全を確保します。

2 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。

5 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。

反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。